

令和6年度 若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン出前講座運営等業務委託
企画提案募集要領

1 事業の趣旨、目的

次代を担う若者が、結婚や子育て、仕事等を含む将来のライフプランを描くことができるよう、学校のキャリア教育や家庭科カリキュラム等と連携し、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応するための知識や情報について学ぶ機会を提供する。

2 業務の概要

(1)業務名

令和6年度 若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン出前講座運営等業務委託

(2)業務の内容

別添「令和6年度 若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン出前講座運営等業務委託企画提案仕様書」のとおり

(3)契約期間

契約締結日から令和7年3月7日(金)まで

(4)契約限度額

3,111千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 限度額を超えたものは失格とする。

(5)担当所属

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館3階

静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課子育て支援班

電話番号:054-221-3485

E-mail:kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp

3 参加資格

この企画提案に参加することができるのは、次の(1)～(5)のすべてを満たす者とする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)静岡県内に本社又は支店等の業務拠点を有する者であること。

(3)国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5)次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募申込等

(1)スケジュール

内容	日程
質問受付期間	令和6年5月10日(金)午後5時まで
質問に対する回答	令和6年5月14日(火)
参加表明書の提出期限	令和6年5月16日(木)午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和6年5月21日(火)午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和6年5月27日(月)(予定)
選定結果の通知	令和6年5月29日(水)(予定)

(2)質問の受付・回答

本要領等に質問がある場合は、質問書(様式5)を電子メールにより提出する。

- ア 受付期間:4(1)のとおり
- イ 提出先:2(5)のとおり

(3)参加表明書の提出

公募企画提案への参加を希望する場合は、参加表明書(様式1)、誓約書(様式2)及び付属書類を持参又は郵送により提出する。

- ア 提出期限:4(1)のとおり
- イ 提出先:2(5)のとおり
- ウ 留意事項:参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届(様式3)を提出すること。

(4)企画提案書の作成

ア 企画提案書の作成

(ア)企画提案書の構成

企画提案書の構成は、次の順とすること。

- ①業務の実施計画及び方針
- ②業務の運営体制
- ③若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン出前講座の構成
- ④若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン出前講座の内容
- ⑤講師等の選定
- ⑥上記のほか、業務委託実施に必要なことの提案(該当がある場合に限る。)

(イ)留意事項

- ・委託業務の内容を十分に理解し、関係法令等を遵守した上で作成すること。
- ・委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施していくのかについて具体的に分かりやすく表現すること。
- ・企画提案書は、A4サイズを基本とし、A3サイズ見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次、参考様式を除いて全体で20ページ以内とすること。
- ・業務の実施に他の者の協力を得る場合は、企画提案書にその旨を明記すること。

イ 企画提案書の提出

(ア)提出期限:4(1)のとおり

(イ)提出書類

- a 企画提案書の提出書(様式4-1)
- b 企画提案書(任意様式)
- c 業務実績表(様式4-2)
- d 見積書(任意様式)

※見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を、仕様書の項目ごとに示すこと。

※業務実績表作成上の注意

過去5年以内に受託(実施)した県や県が出資する法人等、若しくは市町の講座等の企画業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

※提出書類のまとめ方

a～dの書類を順番に並べ、フラットファイル(背表紙に企画提案者名を記入)にじてから提出すること。

(ウ)提出部数:8部

(エ)提出方法

持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること(ただし、正午から午後1時までの間は除く)。郵送の場合は、「特定記録」とし、期日までに必着とする。

(オ)提出先:2(5)のとおり

ウ その他

- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しない。また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用することはない。
- ・企画提案に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- ・知事職務代理者設置期間中において提出する静岡県知事宛の文書については、知事職務代理者宛とすること。

5 審査及び選定結果

(1)事前審査

企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審査し、5社程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和6年5月23日(木)午後5時までに電子メールにて通知する。

(2)プレゼンテーション審査

ア 実施日:令和6年5月27日(月)(予定)

(詳細な日時は企画提案参加者に別途通知する。)

イ 場所:静岡県庁内の指定した場所

ウ その他

- ・プレゼンテーション審査の詳細は、プレゼンテーションを行う者に別途通知する。
- ・プレゼンテーション審査の順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーション審査は非公開で行うものとする。

(3)選定方法

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン出前講座運営等業務委託企画提案審査委員会が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定に当たっては、以下の評価基準により評価し、最も評価点の高い提案をした者を契約候補者とする。

なお、契約候補者は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的の履行条件などを個別に静岡県と交渉を行い、これが整った場合に、それぞれ随意契約の手続を行うものとする。

<評価基準>

項目	基準	配点
1 業務内容の理解度 (企画提案書①～⑤)	業務委託の目的や内容について理解をしているか。	5点
2 業務実施体制 (企画提案書②)	業務を遂行するために必要な人員配置がされており、適切に業務が遂行される体制となっているか。	5点

3	業務遂行の安定性 (企画提案書①)	効率的で無理のないスケジュールとなっているか。	5点
4	業務実施の確実性 (様式4-2)	類似の業務で良好な実績を上げ、同等の成果が期待できるか。	5点
5	必要経費 (見積書)	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5点
6	企画力 (企画提案書③～⑤)	講座内容	学生が将来のライフィベントの全体像を把握でき、将来(結婚、妊娠・出産、子育て等)について前向きに考えることができる内容となっているか。
7			中学生・高校生・大学生のそれぞれに応じた内容となっているか。
8		講師等の選定	学生が将来のライフプランを具体的にイメージできるようなロールモデル等が人選されているか。
9		講座構成	学生が自分事として将来を考えるきっかけづくりとなるようなワークショップや演習が組み込まれているか。
合計			60点

(4)選定結果の伝達

選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に電子メールで通知する。

また、選定結果の疑義は受け付けない。

6 その他

- (1)契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。
- (2)契約保証金は免除する。
- (3)契約の締結は契約書による。
- (4)採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。
- (5)本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。